

正						誤						
第 2 編 基準点測量						第 2 編 基準点測量						
第 1 章 通則 [略]						第 1 章 通則 [略]						
第 2 章 基準点測量						第 2 章 基準点測量						
第 1 節 要旨						第 1 節 要旨						
(要旨) 第20条 ～ (既知点の種類等) 第21条 [略]						(要旨) 第20条 ～ (既知点の種類等) 第21条 [略]						
(基準点測量の方式)						(基準点測量の方式)						
第22条 [略]						第22条 [略]						
2 結合多角方式の作業方法は、次表を標準とする。						2 結合多角方式の作業方法は、次表を標準とする。						
区 分 項 目		1 級基準点測量	2 級基準点測量	3 級基準点測量	4 級基準点測量	区 分 項 目		1 級基準点測量	2 級基準点測量	3 級基準点測量	4 級基準点測量	
結 合 多 角 方 式	1 個の多角網 における既知 点	2+ $\frac{\text{新点数}}{5}$ 以上 (端数切上げ)		3 点以上		1 個の多角網 における既知 点	2+ $\frac{\text{新点数}}{5}$ 以上 (端数切上げ)		3 点以上			
		電子基準点のみを既知点とする場合は 3 点以上とする。		—			電子基準点のみを既知点とする場合は 3 点以上とする。		—			
	単位多角形の 辺	10辺以下	12辺以下	—	—	単位多角形の 辺	10辺以下	12辺以下	—	—		
	路 線 の 辺 数	5 辺以下	6 辺以下	7 辺以下	10辺以下 (15辺以下)	路 線 の 辺 数	5 辺以下	6 辺以下	7 辺以下	10辺以下 (15辺以下)		
		伐採樹木及び地形の状況等によ っては、計画機関の承認を得て辺 数を増やすことができる。					伐採樹木及び地形の状況等によ っては、計画機関の承認を得て辺 数を増やすことができる。					
	節点間の距離	250m以上	150m以上	70m以上	20m以上	節点間の距離	250m以上	150m以上	70m以上	20m以上		
	路 線 長	3 km以下	2 km以下	1 km以下	500m以下 (700m以下)	路 線 長	3 km以下	2 km以下	1 km以下	500m以下 (700m以下)		
		G N S S 測量機を使用する場合 は 5 km以下とする。ただし、電子 基準点のみを既知点とする場合は この限りでない。		電子基準点の みを既知点とす る場合はこの限 りでない。			G N S S 測量機を使用する場合 は 5 km以下とする。ただし、電子 基準点のみを既知点とする場合は この限りでない。		電子基準点の みを既知点とす る場合はこの限 りでない。			
	偏 心 距 離 の 制 限	e ≦ S / 6 S : 測点間距離 e : 偏心距離					偏 心 距 離 の 制 限	e ≦ S / 6 S : 測点間距離 e : 偏心距離				
		電子基準点のみを既知点とする場合は、S を新点 間の距離とし、新点を 1 点設置する場合の偏心距離 は、この式によらず100m以内を標準とする。			—			電子基準点のみを既知点とする場合は、S を新点 間の距離とし、新点を 1 点設置する場合の偏心距離 は、この式によらず100m以内を標準とする。			—	
路 線 図 形	多角網の外周路線に属する新点 は、外周路線に属する隣接既知点 を結ぶ直線から外側40° 以下の地 域内に選点するものとし、路線の 中の夾角は、60° 以上とする。た だし、地形の状況等によりやむを得 ないときは、この限りでない。			同 左 50° 以下 同 左 60° 以上		路 線 図 形	多角網の外周路線に属する新点 は、外周路線に属する隣接既知点 を結ぶ直線から外側40° 以下の地 域内に選点するものとし、路線の 中の夾角は、60° 以上とする。た だし、地形の状況等によりやむを得 ないときは、この限りでない。			同 左 50° 以下 同 左 60° 以上		
平 均 次 数	—			簡易水平網平均計算を行う場 合は平均次数を 2 次までとする。		平 均 次 数	—			簡易水平網平均計算を行う場 合は平均次数を 2 次までとする。		

正						誤					
備 考		1. 「路線」とは、既知点から他の既知点まで、既知点から交点まで又は交点から他の交点までをいう。 2. 「単位多角形」とは、路線によって多角形が形成され、その内部に路線をもたない多角形をいう。 3. 3～4級基準点測量において、条件式による簡易水平網平均計算を行う場合は、方向角の取付を行うものとする。 4. 4級基準点測量のうち、電子基準点のみを既知点として設置した一～四等三角点及び1～3級基準点並びに電子基準点及び電子基準点付属標を既知点とし、かつ、第34条第2項による機器を使用する場合は、路線の辺数及び路線長について（ ）内を標準とすることができる。				備 考		1. 「路線」とは、既知点から他の既知点まで、既知点から交点まで又は交点から他の交点までをいう。 2. 「単位多角形」とは、路線によって多角形が形成され、その内部に路線をもたない多角形をいう。 3. 3～4級基準点測量において、条件式による簡易水平網平均計算を行う場合は、方向角の取付を行うものとする。 4. 4級基準点測量のうち、電子基準点のみを既知点として設置した一～四等三角点及び1～3級基準点並びに電子基準点及び電子基準点付属標を既知点とし、かつ、第34条第2項による機器を使用する場合は、路線の辺数及び路線長について（ ）内を標準とすることができる。			
3 単路線方式の作業方法は、次表を標準とする。						3 単路線方式の作業方法は、次表を標準とする。					
区 分 項 目		1級基準点測量	2級基準点測量	3級基準点測量	4級基準点測量	区 分 項 目		1級基準点測量	2級基準点測量	3級基準点測量	4級基準点測量
単 路 線 方 式	方向角の取付	既知点の1点以上において方向角の取付を行う。ただし、GNSS測量機を使用する場合は、方向角の取付は省略する。				単 路 線 方 式	方向角の取付	既知点の1点以上において方向角の取付を行う。ただし、GNSS測量機を使用する場合は、方向角の取付は省略する。			
	路線の辺数	7辺以下	8辺以下	10辺以下	15辺以下 (20辺以下)		路線の辺数	7辺以下	8辺以下	10辺以下	15辺以下 (20辺以下)
	新点の数	2点以下	3点以下	—	—		新点の数	2点以下	3点以下	—	—
	路線長	5 km以下	3 km以下	1.5km以下	700m以下 (1 km以下)		路線長	5 km以下	3 km以下	1.5km以下	700m以下 (1 km以下)
		電子基準点のみを既知点とする場合はこの限りでない。						電子基準点のみを既知点とする場合はこの限りでない。			
	路線図形	新点は、両既知点を結ぶ直線から両側40°以下の地域内に選点するものとし、路線の中の夾角は、60°以上とする。ただし、地形の状況等によりやむを得ないときは、この限りでない。	同 左 50° 以下 同 左 60° <u>以上</u>				路線図形	新点は、両既知点を結ぶ直線から両側40°以下の地域内に選点するものとし、路線の中の夾角は、60°以上とする。ただし、地形の状況等によりやむを得ないときは、この限りでない。	同 左 50° 以下 同 左 60° <u>以下</u>		
準用規定	節点間の距離、偏心距離の制限、平均次数、路線の辺数の制限緩和及びGNSS測量機を使用する場合の路線長の制限緩和は、結合多角方式の各々の項目の規定を準用する。				準用規定	節点間の距離、偏心距離の制限、平均次数、路線の辺数の制限緩和及びGNSS測量機を使用する場合の路線長の制限緩和は、結合多角方式の各々の項目の規定を準用する。					
備 考		4級基準点測量のうち、電子基準点のみを既知点として設置した一～四等三角点及び1～3級基準点並びに電子基準点及び電子基準点付属標を既知点とし、かつ、第34条第2項による機器を使用する場合は、路線の辺数及び路線長について（ ）内を標準とすることができる。				備 考		4級基準点測量のうち、電子基準点のみを既知点として設置した一～四等三角点及び1～3級基準点並びに電子基準点及び電子基準点付属標を既知点とし、かつ、第34条第2項による機器を使用する場合は、路線の辺数及び路線長について（ ）内を標準とすることができる。			
(工程別作業区分及び順序) 第23条 [略]						(工程別作業区分及び順序) 第23条 [略]					
第2節 作業計画 ～ 第8節 成果等の整理 [略]						第2節 作業計画 ～ 第8節 成果等の整理 [略]					
第3章 レベル等による水準測量 ～ 第5章 復旧測量 [略]						第3章 レベル等による水準測量 ～ 第5章 復旧測量 [略]					